

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 1 7 年 8 月 2 3 日)

1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

む つ 市 議 会 全 員 協 議 会 会 議 録

○開会の日時 平成17年8月23日（火） 午後 3時00分開会
午後 3時38分閉会

○場 所 下北文化会館 展示ホール

○出席議員 （58人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
7番	村中徹也	8番	村川壽司
10番	新谷功	11番	高田正俊
12番	佐々木肇	13番	石田勝弘
14番	鎌田ちよ子	15番	菊池広志
16番	野呂泰喜	18番	川端澄男
19番	富岡修	20番	中村正志
22番	宮下順一郎	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	32番	飛内賢司
33番	半田義秋	34番	牛滝春夫
35番	東健而	36番	坂井一利
37番	板井磯美	38番	松野裕而
39番	東谷正司	40番	東谷良久
41番	佐々木隆徳	42番	立石政男
43番	竹本強	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
47番	千船司	48番	佐藤司
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	54番	堺孝悦
55番	菊池清	56番	澤田博文
57番	柏谷均	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造

6 2 番 杉 本 清 記
6 4 番 川 端 一 義

6 3 番 久保田 昌 司
6 5 番 服 部 清三郎

○欠 席 議 員 （ 7 人）

9 番 小 林 正
2 1 番 斉 藤 孝 昭
2 4 番 工 藤 直 義
6 1 番 池 田 正 利

1 7 番 木 村 亀 治
2 3 番 赤 松 功
3 1 番 徳 誠

○説明のため出席した者

市	長	杉 山	肅
助	役	田 頭	肇
収 入	役	田 中	實
教 育	長	牧 野	正 藏
公 営 企 業 管 理 者		杉 山	重 一
代 表 監 査 委 員		菊 池	十 四 夫
総 務 部 長		齋 藤	純
企 画 部 長		渡 邊	悟
民 生 部 長		高 橋	勉
保 健 福 祉 部 長		名 久 井	耕 一
経 済 部 長		森	正 剛
建 設 部 長		藤 井	幸 男
教 育 部 長		宮 下	孝 信
教育委員会事務局理事		新 谷	加 水
公 営 企 業 局 長		新 谷	博 仁
監 査 委 員 事 務 局 次 長		久 保	恒 夫
総務部副理事・総務課長		佐 藤	節 雄
企 画 部 財 政 調 整 監		近 原	芳 栄
企 画 部 企 画 課 長		奥 島	愼 一
企 画 部 財 政 課 長		下 山	益 雄
川 内 庁 舎 所 長		佐 藤	吉 男
大 畑 庁 舎 所 長		中 嶋	康 夫
脇 野 沢 庁 舎 所 長		千 船	藤 四 郎
総 務 部 総 務 課 長 補 佐		濱 田	賢 一
総 務 部 総 務 課 行 政 係 主 査		澁 田	剛

○事務局出席者

事務局長 藤 田 修
主 幹 柳 田 諭
庶務主任主査 濱 村 勝 義
議事係主事 葛 西 信 弘

次 長 小 島 昭 夫
庶務係長 古 川 俊 子
調査係主査 青 山 諭

(午後 3時00分 開会)

○議長（宮下順一郎） ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることにしております。

それでは、市長から報告をお願いいたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長（杉山 肅） 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

まず、一部事務組合下北医療センターについてであります。去る6月20日の全員協議会でご報告申し上げました以後、現在まで議会が開催されておられませんので、特に申し上げる事項はございません。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成17年7月13日に開会されました組合議会第31回臨時会に提案され、可決及び承認されました7議案4報告についてご説明いたします。

まず、議案第26号 下北地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設にごみ処理施設を新たに加えるとともに、条文整備をしたものであります。

次に、議案第27号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。これは、消防関係法令の一部改正に伴い、燃料電池発電設備が新たに対象火気設備等として位置づけられたこと及び住宅に住宅用防災機器の設置が義務づけられたことにより、所要の改正をするとともに、条文整備をしたものであります。

次に、議案第28号から議案第31号までの財産の取得についてであります。これらは、救急業務の高度化の推進及び救命率の向上を図るため、むつ消防署及び大畑消防署風間浦消防分署に配備する高規格救急自動車と高度救命処置用資機材を取得するためのものであります。

次に、議案第32号 平成17年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは、一般廃棄物処理施設の助燃剤受入投入設備設置工事を伴う工事監理業務委託料の増額並びに消防費の大間署費に大間町との人事交流に伴う研修旅費及び庁舎の修繕料等の増額をしたものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは、平成16年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費繰越計算書について報告したものであります。

す。

次に、報告第8号から報告第10号までについてであります、これらは、青森県消防補償等組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県市町村職員退職手当組合から、津軽北部広域事務組合の解散及び階上町南郷村田代小学校中学校組合の名称変更に伴い、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

なお、6月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（宮下順一郎） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。45番柴田峯生議員。

（45番 柴田峯生議員登壇）

○45番（柴田峯生） 議案第27号の火災予防条例の一部改正でございますけれども、住宅に住宅用防災機器の設置が義務づけられたことによる所要の改正の関係でございますが、これはいつごろまで各住宅、一般家庭が設置の猶予の期間が法的になされているのか。また、設置するとすれば、どれだけの費用がかかるのか。現在むつ市でこれを実施することによって、一般家庭全体でどれだけの費用がかかるのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 申しわけありません。手元に資料がございませんので、特に費用等のむつ市全体の見通しなどについては、完全に資料を整備して申し上げないと、かえって間違ったことを申し上げて失礼をするといけません。後ほど文書で回答させていただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） それと、実はこの中で燃料電池発電設備が新たに対象火気設備等として位置づけらるということですが、例えば脇野沢高齢者の施設に燃料電池が入っているわけですが、既存の施設の場合は、いわゆる適用が除外されているのかどうか、その辺も条例上どういう施行になっているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この燃料用発電電池というものは、今度新しくつけ加えたということでありまして、既存のものについては条例審議の段階でもよく私も承知いたしておりますので、これまた文書でお答えをするということ

をお許しいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） それから、一般廃棄物処理施設にかかわる生活環境影響評価調査結果の縦覧の件ですが、これは条例施行後、現在まで、市の広報とかそういったもので、もう既に実施されているのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この議案第26号の環境影響評価調査というのは、議案第32号に出てまいります助燃剤受入投入設備設置工事が環境に影響を与えるかどうかということ进行调查した結果を公表したものでありますけれども、これは公示によって周知を図っておるということでありますので、広報紙等には事務組合の事業は直接掲載の方法が特にないわけありますので、これは公示のみで行っております。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。53番濱田栄子議員。

（53番 濱田栄子議員登壇）

○53番（濱田栄子） 一部事務組合下北医療センターについてちょっとお尋ねいたします。

議会が開催されていないので、特に申し上げることはございませんというのですが、市長として大畑診療所の件に対して一部事務組合に対し、どのような働きかけをしてくださったのか、できましたら日付を追ってお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 条例の上では、下北医療センターに本部長というものを置くようになっておりますが、現在本部長が欠員であります。そこで、むつ総合病院の院長をもって本部長の職務の一部を、公式ではございませんが、代行させている部分がございます。下北医療センターの事業本部には事務局長がおりますので、それらを通じてさまざまな調査もいたしております。

ただいまのお尋ねの趣旨は、医師の確保及び大畑診療所への配置ということをご心配されてのご意見だと思います。それについては、今むつ総合病院を中心にして、どのようにして医師を確保することができるのか、これはかなりの努力を傾注しておるところでありますけれども、現在むつ総合病院には指定研修病院として研修生を13人受け入れております。これは、前にも申し上げておるところでございますが、この方々のうちの6人が今年度いっぱい研修を終えることができる予定であります。その中で残ってくれる方が出てくることを期待しながら一つの手法として院長が働きかけをしていると

いうことはございます。ただ、まだまだ専門的な医師としての技術力、あるいは人間性といったものまで含めまして、完成度は高くない部分が多いわけですので、そういう研修生の中で当地に残ってくれるということを考える人がいるかどうかということでもあります。

もう一方では、県の保健福祉部等と協議をして、どのようにすれば医師が確保できるのか、一部成功しているケースもあるわけでありまして、自治医科大学から2人の医師をむつ総合病院に配置してもらっております。これは、完全な別枠でありまして、医師の定数としてはふえておりますけれども、これをどのように地域のために活躍してもらえるかということについては、現状を検討しながら発展させる策を今手探りで探しているという段階であります。これ以上の自治医科大学の医師の増員は不可能でありますので、一般大学の医学部を卒業した医師をどのようにすれば確保できるかと、県内全体の公立病院が同じ悩みを抱えているわけでありまして、その中でむつ総合病院の努力が実るかどうかは、これはここで断言できる性格の問題ではございませんので、一生懸命努力していますという言葉しか申し上げられないことをお認め願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） それでは、現在の医師の数では、大畑診療所に医師を派遣することは難しい、できないということでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 診療支援という形での派遣は、現在もしておるところでありますので、それをいかにして定数枠の中に組み込むことができるかということのために今努力をしているところでありまして、3分の1ぐらいは効果が生まれているのではないかという気持ちはいたしておりますが、むつ地区に住宅がありますので、そこから大畑診療所まで通勤するのにはそんなに時間もかからないことでもありますので、活用をさらに図ってまいる必要はあろうかと思っております。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 医師支援はしていただいているのですが、やはり常勤3名の医師がいないと、県で機能編成してくれました19床は稼働できないということが現実なわけですが、支援してくださっている医師の方を大畑の医師住宅に住まわせていただければ、もうそれは簡単に可能なことなわけなわけですが、そのことは不可能なのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在の状態では、そう簡単なことではございません。今、

ですから先ほどから申し上げておりますように、いかにしてそのような医師の数を確保するかということの方が先に努力して達成しなければならない目標でございます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 前回お尋ねしたときは、医療センターは別組織だからということでなかなか回答していただけなかったわけですが、医師確保ということに市長が本腰を入れていらっしゃるようですので、もう近い、早い時期に先生がいらっしゃることを期待申し上げます。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。49番澤藤一雄議員。

○49番（澤藤一雄） 下北地域広域行政事務組合の報告に関連して質疑をさせていただきます。

今大畑診療所につきましては、濱田議員からも質疑があったわけですが、私は先般7月27日に、議会として知事に常勤医師配置を要望したのに対して知事は、「県として東京、大阪、名古屋など大都市圏で医者確保に向けた取り組みを行っている。病院開設者がもう少し支援する体制をとっていただければとの思いはある」と発言し、このことが翌日の新聞でも報道されました。この件につきまして、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、浄化槽管理業者の問題であります。これは先ほど議長からいろいろ指導をいただいておりますので、詳しくやる予定でしたが、はしょって質疑させていただきたいと思います。

先般の6月20日の全員協議会での私の質疑に対する市長の答弁を精査してみました。この問題については、議会報告を私が出しております、大畑地区の市民の皆さんから大きな反響をいただいております、実現するまで一歩も引くなという声援をいただいていることをまずもって申し上げます。

そこで、いろいろ市長の答弁あったわけですが、はしょって最後の方のご答弁を申しますと、「5月に入ってから実態を把握しました、思い切った改革を試みていかなければならないという思いを持っていますが、今思いを持っているということにとどめたいと思っております」という答弁でした。市長が5月に実態を把握されたように、事は地域の雇用と活力を維持するために、市が発注する業務を旧町村ごとに振り分けてほしいという商工会議所の要望とは全く性質を異にするものであります。今日まで地域住民が数十年にもわたって不利益をこうむってきているのであります。せっかく合併して障壁が取り払われるべき状況が生まれたのであります。現状のまま据え置くことは、そのままあなたの市政に頼らざるを得ないむつ市民たる地域住

民にさらなる負担を強いることになるのであります。現在行われているし尿収集運搬業務の許可期日は、平成18年3月31日と聞いております。4月からの許可に向けて9月には協議会等の日程が組まれていると思いますので、市長の思いが平成18年度当初から実現するようにご英断を求めるものであります。市長の前向きな答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 医師確保の問題については、率直に実態を申し上げますと、むつ総合病院の院長はかなりな頻度で県の方と協議を繰り返し、そういうことが実りまして、支援医師という形で自治医科大学の医師2人、格別のご配慮をいただいて配置してもらっているという、これは私は大きな成果だろうと思っております。それをさらに延長線上に常勤する医師の配置まで結びつけていくなど努力はしておりますが、知事の発言にはそれに対する認識が欠けているように思うのであります。ですから、私どもはたゆまざる努力を継続していかなければなりませんし、その努力が実を結ぶことを祈りながら、努力をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、し尿の、いわゆるくみ取りですが、これと浄化槽の管理とは別でございます。くみ取りに関しては、事務組合に届け出をした業者が従事しておりまして、その料金設定も審議委員会で決めた料金でちょうだいをしておる、くみ取りの分に関してはそういう仕掛けはございます。浄化槽は、許可等の一切関係のない業務でございます、一般の商行為であります。でありますから、くみ取りと浄化槽を一体化してお考えいただくと、これは問題が違ってまいります。事務組合の権限は、浄化槽の清掃の方までは力が及ばない範囲でありますので、そのようなことでご理解を願っておきたいと思っております。ただし、前回お答え申し上げましたように、これは業者同士が組合をつくっておりますので、組合の中で議論していただけるように要請することは可能であろうと思っております。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 病院の問題については、当然先般の要望活動について、常勤医師をとという要望活動を行ってございます。ですから、市長の言われるように、今でも自治医大出身のお医者さんを応援医師としていただいておりますと、その延長線上に考えたい。その常勤医師のこともあるのだろうというお考えでございますので、今後ますます県と協調しながら、この医師確保に努めていっていただきたいと、このようにお願いを申し上げます。

今一つの浄化槽管理の問題でございますが、これはし尿のくみ取り収集運搬というのは、これはわかります。だけれども、浄化槽の管理に伴う汚泥の

収集運搬業務があわせてあるのでありまして、では一般のくみ取りと浄化槽のくみ取りを分けるかということ、そうではないわけですね。やはり同じ業者が浄化槽の管理もやっているわけですから、それは、では浄化槽の管理だけは分離して、くみ取りだけを従来の業者に、私くみ取りの問題は、これは料金が一定の料金で統一されておりますので、何らこれは問題はありません。だけれども、それと関連する形で浄化槽の管理業務が行われると。要するにそれが1社しかないために、したがって一部事務組合でもその業者に対して料金の指導ができないということを聞いています。ですから、料金の指導ができない、それから他の業者が入ってこれない、それ業者任せだ、業者の組合任せだということになって今の不利益が、市長は5月に実態を把握されたわけですから、幾ら高くて、そのほかにどういう不利益をこうむっているかというのはわかっているはずなのです。行政が一部事務組合としてやれる、このことをやらないということが、今後これから、来年度からのこの業務にかかる大畑地区の市民の皆さんの不利益がこれから続くのは、一部事務組合の管理者たる市長の責任ということになりますよ。いかがですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） そのような営業行為があるということは承知いたしましたが、指導権がない、これまた事実であります。ですから、くみ取り業者と浄化槽等の清掃を請け負っている業者、重なっている部分と、また地区によっては重なっていない部分もあるわけです。くみ取りとは別に浄化槽の清掃をやっている事業者もあるわけですので、その辺の協議を業者の組合とどのように話し合いをするかという問題にいかざるを得ないと。これまでくみ取りについては、できるだけ新しい業者が参入できないように、実はガードしてきております。長年にわたって、私だけでも6回ぐらい議会で審議されて、それを事務的に検討した結果は、新規参入をお断りしてきているという現実があります。こういうことも理解してもらうように事業者の組合の方に相談をしていかなければならないだろうと。これは、指導力がないし、結局できるのは最後に外すしかないのです。くみ取り業者の指名から外すしかないのです、やるとすれば。それは営業妨害になりますから、そこまではなかなか踏み込めない。ですから、協議を始めるということがまず第一段階として必要であるというように私は考えております。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 私が聞いているのでは、要するに東通問題というのがあるようです。そして、今私が言っているのは、このくみ取りの業者の区域割をフリーにしてくださいと。新市になって、新市の中に5社あるわけですか

ら、この5社が新市の中で自由に競争すればいい話なのです。そうすれば、おのずから浄化槽の管理の問題も解決するのです。1社しかないのに、契約を結ぶ、結ばないというようなことを利用者ができるのですか。つまり業者の言いなりの条件で契約をせざるを得ないというのが現状なのです。むつ市内の5業者がそれぞれに各地区に参入すると、競争原理が働いていいのではないですか。くみ取り料金については同じなわけですから。地域によっては、運賃の差があるようではありますけれども、それらの問題も解決不可能ではないと私は思うのです。できることをやってください。いかがですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど澤藤議員がご発言になりましたように、料金改定の審議会がございます。その審議会にもう一つの権限を付与して審議していくということにさせていただきます。その審議会の中で検討を加えてもらうと。これは、号令を出してやれる問題ではないということだけはご承知いただきたいと思うのであります。十分に事前の審議を重ねて、その中で方向性を見出していききたいと、そう考えます。審議会に権限を付与するというだけで業者たちの考え方に多少の変化が生じてくるということにも期待したいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 私も行政におりましたので、審議会というものがどういうものであるかというのは大体わかるのですけれども、言葉は悪いのですけれども、審議会を隠れみのにしてこの状況を変えないというのは、私は非常に理不尽な行為だと思います。きょうはこれで終わりますが、またやります。終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。30番大澤敬作議員。

（30番 大澤敬作議員登壇）

○30番（大澤敬作） 下北医療センターの医師の配置と、それから医師の質というか、そういうことについてお尋ねしたいと思います。

今の整形の部長ではなく、前の部長は、私がバイクで転んで、筋が切れて腕が上がらなくなった時に、「ああ、それは治りませんよ」と、いきなりこうです。「千代の富士が相撲をやめたのは、あんたみたいな、そういう筋を切ったからやめたのです。あんたは治りません」。私は、仕事上治らないでは済まされない。そういう状況で腕をぐるぐる、ぐるぐる回して半月たったら米を持ち上げられるようになりました。それから、この整形の先生もかわりましたけれども、私の不注意ではないのだけれども、肩の筋が4本あるうち2本切れました。それで、腕がだらっと、下がるのです。そういうことで、

M R Iに入りました。そうしたら、4本あるうち2本切れていました。そういう経過もあります。そういうことと、今の整形の先生は、非常に親切で、私も気に入って助かっているのです。そういうもののとの差異が非常に大きい。こういう点で、その筋の切れたところも、腕を回して回したら20日でもって、腕がちゃんと上がるようになりました。そういう状況がありますので、もう少しやっぱり患者の身になって、外来の検査病棟の機械は最新ですから、そういうものを使って、今いる整形の先生みたいな態度を貫いてほしいなと。そういう点で下北医療センターの管理者としてどのようにお考えなのか、その点を伺っておきたいと思います。

それから、もう一つ、川内病院の副院長がいないのです。いれば、川内病院は大した機能を果たしていると思われるのですが、どういう状況でいるのか、この点もお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 院長の所管事務でありますので、院長に注意しておきます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 注意しておくということです、住民の命と健康を守る、そういう立場でもって注意を喚起してほしいと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

（午後 3時38分 閉会）

以上のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 宮 下 順一郎